

障害等級	後 遺 症 状
第 5 級	瘻孔から小腸（又は大腸）内容の全部又は大部分が漏出するものであって、パウチ等による維持管理が困難であるもの
第 7 級	瘻孔から小腸（又は大腸）内容の全部又は大部分が漏出するもの 瘻孔から漏出する小腸（又は大腸）内容がおおむね100ml／日以上のものであって、パウチ等による維持管理が困難であるもの
第 9 級	瘻孔から漏出する小腸（又は大腸）内容がおおむね100ml／日以上のもの
第 11 級	瘻孔から少量ではあるが明らかに小腸（又は大腸）内容が漏出する程度のもの

皮膚瘻とは、組織の深い部分に形成された膿瘍が原因で皮膚の表面に通じている穴（皮膚に開口した瘻孔）のことをいいます。

オ 小腸（又は大腸）の狭さくを残すもの

小腸（又は大腸）の狭さくを残すものは、第11級に認定します。

- 小腸に狭さくがある場合は、腹痛、腹部膨満感、嘔気、嘔吐等の症状を生じます。小腸に狭さくがあることは、単純エックス線像において小腸ケルクリングひだ像が認められることなどにより認定します。
- 大腸に狭さくがある場合は、腹痛、腹部膨満感等の症状を生じます。大腸に狭さくがあることは、単純エックス線像において、貯留した大量のガスにより結腸膨起像が相当区間認められることなどにより認定します。

カ 便秘を残すもの

用手摘便を要するものは第9級に、それ以外のものは第11級に認定します。

- 便秘を残すものについては、排便に関する神経の損傷があること、排便回数が週2回以下の頻度であること、恒常的に硬便であることなどにより認定します。

キ 便失禁を残すもの

便失禁を残すものは、次により等級を認定します。

障害等級	後 遺 症 状
第 7 級	完全便失禁
第 9 級	常時おむつの装着が必要なもの
第 11 級	常時おむつの装着は必要ないものの、明らかに便失禁があると認められるもの